

(様式 1 別紙 1)

八女市地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 八女市から、八女市地方創生移住支援金（以下「支援金」という。）に係る状況報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。
- 2 次に掲げる場合は、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県要綱」という。）第 5－1－（2）、八女市地方創生移住支援金交付規程（以下「規程」という。）第 9 条の規定に基づき支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1） 偽りその他不正の手段によって支援金の交付を受けたことにより交付決定の取消しを受けた場合：支援金の全額
 - （2） 支援金に係る状況報告及び立入調査に応じない場合：支援金の全額
 - （3） 支援金の交付申請日から 3 年未満に八女市以外の市町村に転出した場合：支援金の全額
 - （4） 支援金の交付申請日から 1 年以内に規程第 4 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に定する要件を満たさず職を辞した場合：支援金の全額
 - （5） 県要綱に基づく地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定の取消しを受けた場合：支援金の全額
 - （6） 支援金の交付申請日から 3 年以上 5 年以内に八女市以外の市町村に転出した場合：支援金の半額
- 3 八女市が必要と認める場合は、要綱第 4 条第 1 号ウ（ア）の規定について確認するため、八女警察署等に照会することや、申請者及び世帯員について、住民基本台帳及び市税の課税台帳等を閲覧することについて同意します。